

砂利の採取に伴う災害防止及び採取跡の埋戻しに関する協定実施要領

(目的)

第1条 この要領は、熊本県砂利採取計画認可事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）第4条第2号ウに規定する砂利の採取に伴う災害防止及び採取跡の埋戻しに関する協定書（以下「協定」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「認可採取計画」とは、砂利採取業者が砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下「法」という。）第16条の規定により認可を受けた採取計画（法第20条第1項又は第2項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。）をいう。

2 この要領において「採取場跡地」とは、当該認可採取計画の採取区域及び当該砂利採取業者が当該採取場で過去に採取した区域で採取後の採取跡の処理が終了していない区域をいう。

3 この要領において「採取場の廃止」とは、採取計画の認可を受けた砂利採取業者が法第24条の規定による砂利採取廃止届書を知事に提出し、知事が受理した旨の通知を行った場合をいう。

(災害防止義務)

第3条 この協定を締結した砂利採取業者は、協定締結時から当該認可に係る採取場を廃止するまでの間、当該採取場で砂利の採取を行ったことにより生ずる災害の防止及び採取跡の埋戻しを行う義務（以下「災害防止義務」という。）を負うものとする。

2 知事は、前項の期間中必要と認めるときは、砂利採取業者に対し災害防止義務の履行を命ずることができるものとする。

(協定の締結)

第4条 砂利採取業者は、申請区域が事務取扱要領第4条第2号ウの規定により行う場合は、知事と協定を締結するものとする。

2 前項の協定書の様式は、別記様式第1号によるものとする。

(協定に基づく保証措置)

第5条 砂利採取業者は、協定を締結したときは、当該協定に基づき災害防止義務を履行するものとする。

2 砂利採取業者は、災害防止義務の履行を保証するために必要な措置をとるものとする。

(現金による保証)

第6条 前条第2項に規定する必要な措置とは、現金による保証とする。

2 現金による保証は、砂利採取業者が災害防止義務の履行に必要な費用として別表に定める額を、当該砂利採取業者が金融機関に定期預金により預け入れ、質権を設定して行うものとする。

(保証の手続)

第7条 砂利採取業者は、前条第2項の規定による金額を知事が指定する金融機関に定期預金により預け入れ、当該金融機関所定の質権設定承諾依頼書（利息を含む。）に記名押印した上、協定書2通（砂利採取業者記名押印済み）とともに知事へ提出するものとする。

2 知事は、提出された質権設定承諾依頼書を適当と認める場合、当該質権設定承諾依頼書に熊本県知事印を押印し、砂利採取業者に返却する。

3 砂利採取業者は、知事から返却された質権設定承諾依頼書を金融機関に提出し、金融機関から質権設定の承諾を得るものとする。

4 砂利採取業者は、金融機関から質権設定の承諾を得たときは、当該質権設定承諾書に公証役場で確定日付を取得するものとする。

5 砂利採取業者は、確定日付を取得した質権設定承諾書及び第1項の規定により預け入れた定期預金証書（以下「預金証書等」という。）を知事に提出するものとする。

6 知事は、協定締結後預金証書等の預り証（別記様式第2号）と協定書1通を砂利採取業者に交付するものとする。

(質権設定の解除)

第8条 砂利採取業者は、第3条第1項に規定する期間経過後に当該採取場の質権の設定解除を知事に依頼することができるものとする。

2 前項の場合、砂利採取業者は質権設定解除依頼書（別記様式第3号）を知事に提出し、知事は、適当と認められるときは質権を解除し、金融機関に通知するものとする。

3 知事は、前項の通知後、預金証書等を預り証と引き換えに砂利採取業者に返却するものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領の施行前に認可を受けた認可採取計画については、その認可期間満了の日までは、この要領の規定にかかわらず従前によることができるものとする。

別表（第6条関係）

採取面積	質権設定額（下限）
5,000平方メートル未満	50万円
5,000平方メートル以上	100万円

※上表による額が採取場の状況等から著しく不相当と知事が認める場合には、知事が別に算定した額を質権設定額（下限）とするものとする。